

大分市移住者居住支援事業 対象確認チェックシート

～基本部分～

県外から大分市への移住であること(移住から1年を経過していない)
 移住する理由が、転勤や出向等でないこと
 ※そのほかにも要件があります

はい
 いいえ

✖ 補助の対象となりません

はい

居住する住宅は?? (本人が契約者である必要があります)

新築(一戸建て)

建売・中古(一戸建て)購入

賃貸

その他

マンションの購入、知人の家に転入等

※ただし、転入日から1年以内に一戸建ての住宅を取得した場合は補助対象となる場合があります(左①、②)

①新築 最大130万円

新築費用【上限100万円】
 引っ越し費用【上限20万円(対象経費の2/3)】
 奨励金【10万円】

②購入 最大135万円

仲介手数料上限【5万円】
 住宅購入費用
 ・空き家バンク登録物件【上限100万円】
 ・建売住宅【上限100万円】
 ・中古住宅【上限50万円】
 引っ越し費用【上限20万円(対象経費の2/3)】
 奨励金【10万円】

空き家バンクに登録されている物件ですか??

はい

いいえ(一戸建て)

いいえ(共同住宅)

③賃貸 最大55万円

仲介手数料【上限5万円】
 引っ越し費用【上限20万円(費用の2/3)】
 奨励金【30万円】

**△ 補助の可能性が
あります**
 ※契約前に住宅課
 (097-585-6012)に
 ご相談ください

**✖ 基本的に補助の
対象となりません**

※上乗せ部分(下記黄枠部分)に該当する場合のみ左記賃貸補助額と同額【最大55万円】+上乗せ補助が受けられます

※賃貸住宅への移住であっても、転入日から1年以内に一戸建ての住宅を取得した場合は左上①②の補助が受けられる場合があります(補助金を受領していない場合に限り)

～上乗せ部分～

【就職】①移住後の就業先は大分県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人ですか?
 ②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業ですか?
 【テレワーク】所属先企業等からの命令ではなく、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行いますか?
 【起業】本人等が起業する場合にあっては、申請日前1年以内にあらかじめ大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領の規定により実施する起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていますか?
 《起業についての相談は、おおいたスタートアップセンター097-537-9111》



※就業期間等、他にも要件があります。

該当

非該当

上乗せ補助あり
 世帯 基本額と同額
 (ただし上限50万円)
 単身 30万円(定額)

上乗せ補助はあり
 ません

補助額(新築・購入・賃貸)

万円



上乗せ補助

万円



合計(最大で)

万円

※本チェックシートは、要件の一部のみを記載したものですので、補助金の該当を保証するものではありません。詳しくは、大分市住宅課(097-585-6012)までご確認ください。

※3/1~4/30は申請受付対象期間外ですのでご注意ください。